

- 府内においては、変異株PCR検査陽性者が急増しており、引き続きスクリーニング検査体制を充実していく。
- 新型コロナウイルス感染症患者の増加も伴い、病床及び保健所業務が急速にひっ迫することが想定されるため、大阪府の対応を以下のとおりとする。

【3/31現在の状況】

- ・ 患者数:前週比2.76
- ・ 感染経路不明者:65.4%
- ・ 変異株PCR検査陽性率:36.0% (R2.12.27~R3.3.27)
- ・ クラスター新規発生状況:3月1日~15日 21カ所/16日~31日 32カ所へ増
- ・ 病床運用率:重症55.8% 軽症中等症52.3%
- ・ 保健所業務:陽性者対応件数の増加に加えて変異株の通知(変異株スクリーニング検査の徹底・2回陰性確認の退院基準など)による対応業務増

厚生労働省 事務連絡 (最終改訂令和3年3月31日)

大阪府の対応(科学的知見が得られるまでの当面の間)

入院	<p>○原則入院対応。宿泊・自宅療養とすることも差し支えない。 <u>地域の感染状況等に応じて、医師が入院の必要が無いと判断した無症状病原体保有者や軽症者については、宿泊療養施設において丁寧な健康観察が行うことができる場合にはそのような取り扱いをしても差し支えない。</u> <u>宿泊療養施設の受入可能人数の状況を考慮し、対象者が外出しないことを前提に、臨時応急的な措置として自宅療養も可。</u></p> <p>○同一変異株は同室対応可。英国において報告された変異株は従来株と同室可。ただし、南アフリカ及びブラジルにおいて確認されている変異株患者は原則個室対応。</p>	<p>○左記同様 【入院療養】 ・原則、入院。同室対応も可とする。 【宿泊療養】 ・変異株対応(陰性確認検査)が可能な宿泊施設での療養。</p> <p>※感染研の全ゲノム解析の結果を待つまでの間、英国において報告された変異株とみなして対応する。 (3月31日時点 大阪府でゲノム解析の結果、確定した変異株は全件英国において報告された変異株:165件)</p>
積極的疫学調査	<p>○濃厚接触者に加え、濃厚接触者以外の幅広い関係者への検査の実施に向け積極的な対応を行うこと。 ☆厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部戦略班への確認 保健所長の判断により、変異株陽性者が判明しているクラスターの陽性者については変異株PCR検査なく変異株とみなして対応は可。</p>	<p>○変異株と判明した患者の濃厚接触者等については、保健所長の判断により変異株PCR検査を省略し、変異株陽性者としての対応を可とする。</p>
退院(療養解除)基準	<p>○変異株の退院基準 【有症状者】 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ、2回の連続した陰性確認。 【無症状病原体保有者】 検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔をあげ、2回の連続した陰性確認。</p>	<p>○左記同様 <u>国による退院基準の見直しを踏まえ、今後変更</u></p> <p>(参考) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 都道府県等は、変異株が確認された患者等について、適切に入院措置・勧告を行うこと。また、地域の感染状況等を踏まえ、変異株が確認された軽症者等について、丁寧に健康観察を実施のうえ、宿泊施設での療養を要請すること。厚生労働省は、国立感染症研究所と連携して、変異株の国内症例の評価・分析を行い、この結果を踏まえ、変異株の退院基準等について検討すること。</p>